

- (2) (1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと、この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらず、運送・宿泊期間等の座席、設備その他の設備の不足が生じたことによるもの以外の、次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了後の翌日から起算して 30 日以内にお客様に申し渡します。
- (3) 個人型プランでは添乗員等は同列しません。添乗員等が同列しない場合はお客様ご自身で旅費管理をお願いします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡し致しますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。宿泊・交通機関等のサービス提供の中止(代替サービスの手配を含む)やお客様ご都合でこの旅行を中止する場合は、お申込みの販売店へご連絡下さい。尚、販売店が休業日又は営業時間外にて連絡が不可能な場合は、お客様ご自身でサービス提供機関(宿泊・交通機関等)へ取消連絡や取消処理をお願いします。万が一取消連絡や取消処理がされなかった場合は、権利放棄となり一切の返金等を受けられませんのでご注意ください。

18. お客様の保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、それが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払うなければなりません。

19. 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配び行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限りします。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他、当社の当社が手配び行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、その損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して国内旅行においては 14 日以内、当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円を限度(当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

20. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行中において速やかに当社、当社の手配び行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. 特別補償

- (1) 当社は上記 19.(1)に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業務款(募集型企画旅行契約の別部別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に乗った一定の損害として死亡補償金として国内旅行 1500 万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行 1 万円～5 万円を支払います。旅行中にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一對については、10 万円を限度とします。
- (2) 当社が、募集型企画旅行契約第 27 条第 1 項の責任を負うこととなったときは、この補償金が、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被った被害が、お客様の故意、酒酔い、運送、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポンスレー、スカイダイビング、イングライダー搭乗、超重量動力機(モーターイングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社が上記の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別添の旅行代金を收受して実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱いします。
- (5) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われまい旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはなりません。
- (6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力(以下、反社会的勢力という)に該当すると認められることや反社会的勢力に就いて資金の提供及び便宜を供与する等の関与をしていると認められること、若しくはこれらの勢力を不当に利用していると認められること又は、これらの勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることがある場合、上記(1)の規定にかかわらず当社は補償金及び損害補償金等を支払わないことがあります。

22. 旅費保証

- (1) 当社は、下記表(3)の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊期間等の座席、設備その他の設備の不足が生じたことによるもの以外の、次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了後の翌日から起算して 30 日以内にお客様に申し渡します。
- ① 対し、以下の事由による変更
 イ 天災地変、戦乱、暴動、二 官公署の命令、ホ 運送・宿泊期間等のサービスの提供の中止
 へ 当初の運行計画におけるい運送サービスの提供、ト お客様の生命または身体への安全確保のために必要措置
- (2) 上記にかかわらず、当社が一つの募集型企画旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に 15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が 1000 円未満であるときは、変更補償金は支払いません。
- (3) 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
【1】契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
【2】契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
【3】契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1. 0	2. 0
【4】契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
【5】契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
【6】契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
【7】契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0	2. 0
【8】契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
【9】前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

- (注 1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- (注 2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替え、上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際にご提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱いします。
- (注 3) 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱いします。
- (注 4) 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。
- (注 5) 第 7 号の宿泊機関の等級は、旅行予約締結時点での契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧していただいているリストによります。
- (注 6) 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車等又は一泊につき一件として取扱いします。
- (注 7) 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号によります。

23. 国内旅行開始への加入について

病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後部葬等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行開始前加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問い合わせください。

24. 個人情報取扱

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込みの際にご提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊期間等(主要な運送・宿泊期間については各スケジュール表に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、将来、よりよい旅行商品の開発のためのマーケティング分析や、当社及び提携する企業の商品やサービスのご案内、旅行前後のご意見や各種アンケートのお誘い、特典サービスの提供等、をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社は、お申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関・保険会社等及び手配び行者(必要な場合に限る)に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (3) 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に添付した個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (4) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる限りの範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。
- (5) 上記(1)～(4)についてお申込みいただく際は、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

25. 旅行条件の基準期日

この旅行条件の基準日は画面及びパンフレット・募集広告・日程表等に明示されています。

26. その他

- (1) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施をいたしません。
- (2) お客様がご旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されたときには、パスポートに記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行控えのほか宿泊機関等への連絡が必要となり、航空券等の再発行が必要であり、当社所定の取消料(12 項参照)をいただきます。また、運送・宿泊機関により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除する場合があります。この場合、当社所定の取消料をいただきます。
- (3) お客様の便宜をはかるために土産物店のご案内がありますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いとはいたしませんので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートを受取などを必ず行ってください。
- (4) この条件書に定めのない事項は当社旅行業務款(募集型企画旅行契約の部)によりります。当社旅行業務款ご希望の方は当社までご請求ください。当社旅行業務款は当社ホームページ(<http://www.tabix.co.jp>)からもご覧いただけます。

「旅行日程」「旅行サービスの内容」「旅行代金」「申込金の額」「添乗員同行の有無」「最少旅行人員」「旅行業務取扱管理者の氏名」等、パンフレット・募集広告・申込書等でご確認ください。旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に關し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。